別記第２号様式

随　意　契　約　結　果　一　覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額（円）	契約相手方を選定した理由	適用
北海道発達障害者支援センター運営事業委託業務	令和5年3月30日	社会福祉法人侑愛会 北斗市追分７丁目８番９号 社歌福祉法人帯広福祉会 帯広市西２５条南４丁目１０番地 社会福祉法人旭川旭親会 旭川市花咲町１丁目２２３２番地	23,077,000 9,206,000 9,033,000	【選定理由】 ・発達障がい者支援に関する十分な知見と豊富な経験・ノウハウを有する。 ・自閉症児施設等を有しており、発達障がい者のへの夜間・緊急時の対応や一時保護等の体制が整備されている。 ・発達障がい者の支援機関（相談役）として、発達障がいに関する普及啓発や研修などの活動を通じて、関係機関はもとより広く道民に知られ、定着している。 ・道が実施するペアレントメンターの養成研修に協力実績があり、ペアレントメンターの相談派遣の調整を担うなど、家族支援体制整備への協力体制が整っている。 ・新しい支援技術（アセスメントツール）や手法（支援ファイル、構造化等）を理解した専任の担当職員を配置することにより、各圏域内における市町村や事業所等へのバックアップが可能である。 【契約方法の根拠】 ・地方自治法施行令第167条の２第１項第２号 ・北海道財務規則運用方針第３節関係１の（１８）	

北海道医療的ケア児等支援センター運営委託業務	令和5年3月30日	医療法人稲生会 札幌市手稲区前田４条14丁目3番10号	11,995,000	【選定理由】 ・在宅療養支援診療所において、人工呼吸器等の高度な医療を必要とする重度の障がいのある小児を中心に訪問診療を行っていることから、医療的ケア児に関する専門性を有している。また、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士、社会福祉士等の多職種の職員が所属しており、相談内容に応じた専門的な対応や情報提供及び助言等が可能である。 ・多職種による支援が可能であることに加え、訪問看護ステーション、居宅介護事業所、短期入所事業所の運営において、医療、保育、療育、教育等の関係機関と連絡調整し生活全般を包括的に支援していることから、関係機関等への情報提供を行うことができる。また、医療的ケア児等への支援に従事できる者の養成を目的とした研修を実施しており、研修の実施にあたってのノウハウを有し体制が整備されている。 ・全道の医療的ケア児の４割程度が居住する札幌市に設置しており、利用者の利便性を考慮した地域にある。 【契約方法の根拠】 ・地方自治法施行令第167条の２第１項第２号 ・北海道財務規則運用方針第３節関係１の（１８）	

注１　この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。
　２　課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
　３　「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。
　４　「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。
　５　単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約　総価額〇〇円」等と記載すること。